



岐阜県コロナ株対策特別支援金 (概要版)

申請期間 2022年2月22日(火)～4月28日(木) 当日消印有効

次の①～②を満たす岐阜県内の中小法人等・個人事業者等が給付対象となり得ます。(その他の要件等詳細は申請受付要項をご参照ください。)

①2019年以前から事業を行っている者であって、2019年、2020年又は2021年のうちいずれかの年及び2022年の1月又は2月において事業収入(売上)を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。

②新型コロナウイルス感染症の拡大や、まん延防止等重点措置の要請に伴い、需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず2022年1月又は2月の売上が2019年～2021年のいずれかの年の同月(基準月)と比べて15%以上減少した事業者

※売上減少額の計算にあたっては、事業収入に新型コロナウイルス感染症対策として国又は岐阜県又は岐阜県内市町村による支援施策により得た給付金、補助金等が含まれる年又は月の事業収入から除きます。
 ※対象月の売上が15%以上減少していても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合など、給付要件を満たしていない場合は、給付対象となりません。
 ※特定の店舗や事業のみが要件を満たしていても、事業者全体で給付要件を満たさなければ、給付対象とはなりません。

給付対象

給付額 中小法人等 一律定額 20万円 個人事業者等 一律定額 10万円

※申請・給付は1事業者あたり1回限りです。

新型コロナウイルス感染症の影響等とは関係の無い場合は給付対象とはなりません！ 誤って申請しないようご注意ください。

例1：実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合

例2：売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、売上が減少している場合

例3：要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により、売上が減少している場合

【注意】

新型コロナウイルス感染症の影響

以下の9つの影響を受けて減少している方が対象となり得ます。

○需要の減少による影響

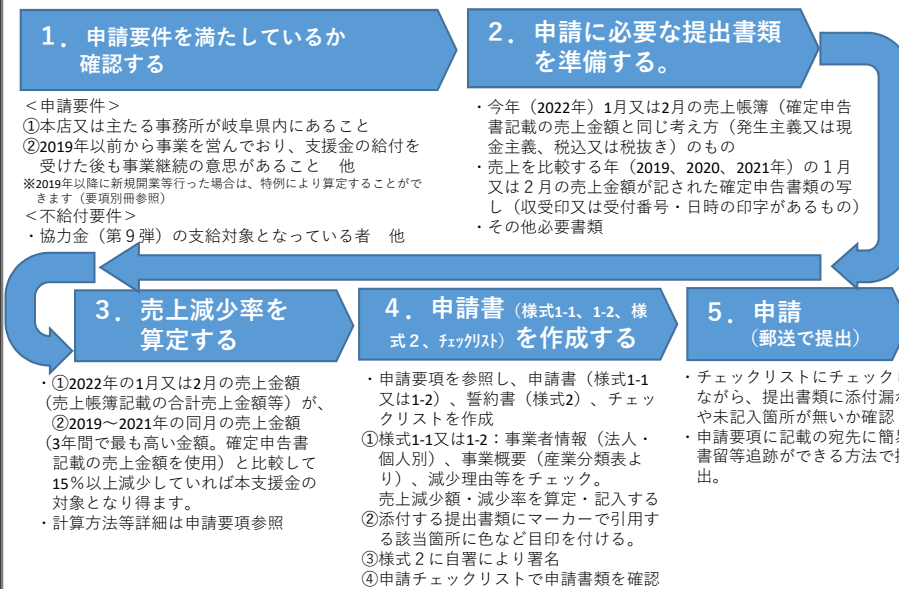
- ①飲食店への時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ②コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

○供給の制約による影響

- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨就業に関するコロナ対策の要請

※上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響及び県のまん延防止等重点措置による要請の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

申請の流れ(例)



お問合せ先

岐阜県コロナ株対策特別支援金 相談窓口(コールセンター)

電話番号 **0120-663-500** (受付時間：9時～17時)

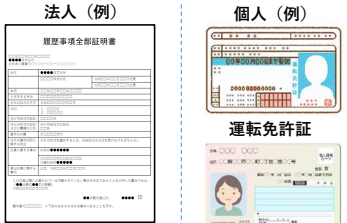
「岐阜県コロナ株対策特別支援金」の不正受給は犯罪です。

申請に必要な書類の例

①申請書（様式1-1（中小法人等用）又は様式1-2（個人事業者等用））
本人が自署した誓約書（様式2）、申請書類チェックリスト

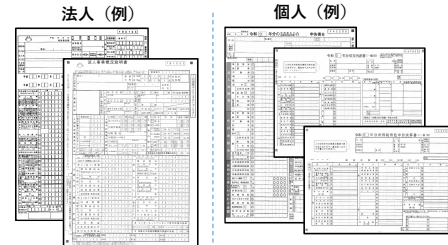


②履歴事項全部証明書（法人）又は本人確認書類（個人）の写し



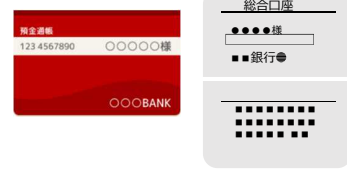
履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
マイナンバーカード（顔写真がある表面のみ必要。裏面は提出不可）

③收受日付印の付いた確定申告書類の写し（提出は基準年のもののみ）



※ e-Taxを通じて申告している場合、これらに相当するものを提出してください。

④振込先の通帳の写し
（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ）



⑤対象月の売上台帳の写し

日付	品名	販売先	数量	金額
○月○日	○○	カ) ●●	●●個	××00円
○月○日	●●	●●商店	●●個	××00円
○月○日	●●	●●商店	●●個	××00円

⑥給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類の写し※該当ある場合

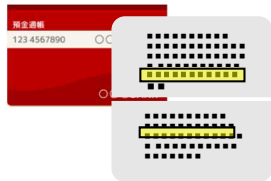


次の⑦~⑩他は申請時点では必要ありませんが、審査において必要となる場合がありますので、いつでも提出できるように保存をお願いします。

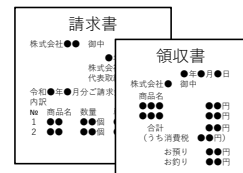
⑦基準月の売上台帳の写し ⑧基準月の売上に係る通帳等

日付	品名	販売先	数量	金額
○月○日	○○	カ) ●●	●●個	××00円
○月○日	●●	●●商店	●●個	××00円
○月○日	●●	●●商店	●●個	××00円

（取引が確認できるページ）



⑨基準月の売上に係る請求書又は領収書



⑩自らの事業に必要な許可証を取得していることを証明する書類等

申請受付に関して

受付期間：令和4年2月22日（火）～令和4年4月28日（木）

※令和4年4月28日（木）の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。
※申請は、1事業者につき1回限りです。

申請書の提出方法

- ・申請書類の提出は、郵送でのみ受付します。
- ・提出の際は、**簡易書留など郵便物の追跡ができる方法**でお願いします。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受付していません。
- ※オンライン（電子メール含む）による申請は受付していません。
- ※提出先等詳細は申請受付要項をご確認ください。

申請様式の入手方法

次のいずれかの方法により入手してください。

- ①岐阜県のWEBサイトからダウンロード
URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/201480.html>
- ②各県事務所の振興防災課
- ③市町村役場の所定の窓口

申請にあたっての留意事項

- ・記入に当たっては、インク又はボールペンを使用してください。（「消せるボールペンや鉛筆等」は使用不可とします）
- ・修正液や修正テープ等による訂正は不可とさせていただきます。
※ 給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出や説明を求められることがあります。
- ※ 提出書類の返却はいたしません。
- ※ 本人確認書類、確定申告書等は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。提出いただいた書類にマイナンバーが記載されている場合は、事務局で黒塗り等の処理をさせていただきますので、予めご了承ください。

<給付決定に係る通知等>

- ・提出書類の審査が終了したのから順次給付します。
- ・提出書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、支援金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます（別途通知はしません）。

<給付決定の取消し>

- ・本支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、給付決定を取り消し、既に給付済みの支援金は返還していただきます。

<現地確認等>

- ・申請内容について、現地確認させていただく場合があります。

<支援金の課税の取扱いについて>

- ・給付された支援金は、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

※上記の他、詳細は申請受付要項をご確認ください。